

教育基本法「改正」案の提出に反対します

内閣総理大臣 小泉純一郎 様

2006年 月 日

私たちは、教育基本法を「改正」し、教育の目標に「我が国と郷土を愛する」を盛り込み、第4条義務教育の「9年の普通教育」から「9年」を削除し、第5条男女共学を全面削除し、第6条学校、教員の「全体の奉仕者」を削除し、第10条教育行政の、教育は「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべき」を削除して、教育行政は「必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」も削除することに反対します。

これは、日本の教育から「日本国憲法の本質」である平和主義、国民主権、基本的人権、とりわけ国民の教育権を排除し、かわって「愛国心」を強制することで、「戦争をする国の人づくり」をねらいとするものです。また、一部の「エリート育成」のための偏重した教育をすすめるものです。さらに、国が教育に「自由」に介入するしくみをつくろうとするものです。

戦前、軍国主義教育の支柱となった「教育勅語」にかわって制定されたのが、教育基本法です。その教育基本法を変えることは、平和と民主主義に基づく教育を根底からくつがえすことであり、絶対に許すわけにはいきません。私たちは、教育基本法「改正」案の提出に断固反対します。



要請事項 教育基本法「改正」案の提出に反対します

氏 名	住 所

【取り扱い団体】埼玉県高校・障害児学校教職員「九条の会」

埼玉県高等学校教職員組合

さいたま市浦和区高砂3-12-24埼玉教育会館内

048-822-7421